扶養親族等に係る所得要件の改正

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が引き上げられます。
※2025 年中(1 月 1 日から 12 月 31 日)の収入に対して課税される、2026 年度(令和 8 年度)の個人住民税(市県民税)から適用されます。

●控除額

扶養親族等の区分	所得要件(注)1 (収入が給与のみの場合の収入金額(注)2)	
	改正前	改正後
扶養親族	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
雑損控除の適用を認められる親族		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下(130 万円以下)	85 万円以下(150 万円以下)

(注)
1. 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子、雑損控除の適用を認められる親族については総所得の金額等の合計額)の要件をいいます。
2. 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。